

新規登録用

年 月 日

都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

営業所

所在地

電話

(ふりがな)

名称

開設年月日

年 月 日

代表者

住所

(ふりがな)

氏名

印

標準営業約款登録申請書（美容業）

標記の登録を受けたいので、下記書類を添付して申請します

1. 美容業に関する標準営業約款チェックシート
2. 損害賠償保険等に加入していることを証する書類（写）

お預かりしたあなたの情報及び今後のお預かりするあなたの情報につきましては、標準営業約款登録事務以外では利用いたしません。

ただし、(公財) 全国生活衛生営業指導センターでは、ホームページにおいて約款制度の全国的な普及と利用者の利便性の向上を図るため、登録店の情報『店舗名・所在地・電話番号』を公表させていただきます。情報の公開を希望されない方は、該当都道府県生活衛生営業指導センターに申し出てください。

美容業に関する標準営業約款 チェックシート

標準営業約款に登録するためには、「美容業に関する標準営業約款」にもとづく営業が求められます。現在の取り組み状況について記入してください。

1 必須事項：取り組んでいることが約款登録の条件となる事項

取り組んでいるものに✓を記入してください。

1	提供する施術内容（メニュー）及び料金について、利用者が確認できるよう表示している。	
2	施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を利用者に明示している。	
3	店頭販売品（店販品）を扱っている場合、その商品の価格について全て表示している。	
4	従事している美容師について、以下の事項について取り組んでいる。 ① 美容師の氏名の表示 ② 指名料の表示（ある場合に限る）	
5	美容師の氏名については、表示だけでなく名札等により、それぞれの美容師の氏名が分かるように配慮している。	
6	定期的に行政機関及び業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講し、受講証など受講したことがわかるように表示している。 受講年月日： 年 月 日 研修・講習会主催者： 受講修了証： 有 ・ 無	
7	全国生活衛生営業指導センターが別途定める「美容施術処理基準」を遵守している。	
8	お店の過失による万が一の事故の場合、別途定める「美容所事故賠償基準」にもとづき利用者に対して速やかに損害賠償を行う。 また、損害賠償を確実に実施するため、損害賠償保険に加入している。（保険証添付）	

2 努力義務事項：登録の条件ではありませんが、取り組むことが望まれる事項

1	従事する美容師の表示について、上記4のほかに以下について取り組むことが望まれます。既に取り組んでいる場合は、【 】の中に○を記入して下さい。（全て未実施の場合には④に○を記入し、今後取り組みを進めてください。） 【 】① 美容師の写真の表示 【 】② 当該美容師による仕上り例の表示 【 】③ 業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテスト等の入賞歴の表示 【 】④ まだ未実施であるが取り組むよう努力する。
2	地域社会のために、以下の事項について取り組むことが望まれます。既に取り組んでいる場合は、【 】の中に○を記入してください。（全て未実施の場合には⑨に○を記入し、今後取り組みを進めてください。） 【 】① 店舗のバリアフリー化（段差の解消等） 【 】② 来店が困難な利用者の送迎 【 】③ 来店が困難な利用者の訪問美容サービス 【 】④ ハートフル美容師・サービス介助士資格の取得 【 】⑤ 障がいのある方への対応（車椅子対応、視覚・聴覚・発達障がい等への対応） 【 】⑥ 子育て世代の方への対応（託児サービス、ベビーカー置き場の確保等） 【 】⑦ 外国人利用者対応（メニューの多言語表記、外国語対応スタッフの配置等） 【 】⑧ 地域活動への参加（組合・商店街活動への参加、職業体験、こども110番等） 【 】⑨ まだ未実施であるが取り組むよう努力する。

年 月 日

店舗名

営業者氏名

印

美容施術処理基準

1 受付

持ち物、コート等を預かり保管する。ただし、貴重品はこの限りではない。

2 カルテの作成

- (1) カルテに氏名、住所、日付、温湿度等及び第3項の毛質・頭皮等の状態を記載すること。
- (2) 施術後、カルテに施術結果その他必要事項を記載すること。

3 毛質・頭皮検査等

各施術を行うに当たっては、作業前に吸水毛、撥水毛、硬毛、軟毛等の毛髪の種類、毛髪・頭皮損傷の有無等の必要事項の検査並びに体質、体調及びパーマメント・ウェーブ、染毛脱色の前歴等の必要事項の聴取を行うこと。

4 施術の際の留意事項

作業を行うに当たっては、使用用剤が顧客の身体又は衣服に付着して事故を起こさないよう十分な注意を払うこと。

5 衛生管理

- (1) 管理美容師は、毎日従業員の伝染性疾病の罹患の有無について確認すること。
- (2) 管理美容師又は美容師は、毎日、美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- (3) 作業場内は、採光、照明及び換気を十分にし、適温、適湿に保持すること。とくに炭酸ガス濃度は、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省局長通知）に規定する値以下であること。
- (4) 作業中、従業員は、清潔な外衣（汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- (5) 従業員は、常につめを短く切り、顧客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (6) 皮膚に接する器具類は、顧客1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、顧客1人ごとに取り替えること。
- (8) 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (9) 顧客用のクロス、ケープ類等は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (10) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
- (11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、顧客1人ごとに清掃すること。
- (12) 皮膚疾患のある顧客を扱ったときは、作業終了後、従業員の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。
- (13) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、使用説明書をよく読み、安全衛生に十分留意して適正に使用すること。
- (14) その他美容師法施行規則（昭和32年11月5日厚生省令第43号）及び都道府県美容師法施行規則に規定する事項を遵守すること。

6 施術の仕上がり

仕上がったヘア・スタイル等を顧客に見せること。

7 従業員の健康診断

従業員には、1年1回の健康診断を必ず受けさせること。